

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成29年5月22日

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 亀山 紘

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 物品名 | ダンプ（2トン高床深ダンプ） |
| (2) 仕様等 | 別紙仕様書・設計書（金額抜き）のとおり |
| (3) 納品期限 | 平成29年12月20日までとする。 |
| (4) 納品場所 | 宮城県石巻市重吉町8番地20
石巻地区広域行政事務組合 石巻広域クリーンセンター |
| (5) 支払条件 | 前金払、中間前金払及び部分払 無 |
| (6) 入札方法 | 一般競争入札（入札前資格審査型） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める石巻市競争入札参加資格承認簿の「物品購入の普通・軽自動車又は大型・特殊車両」に登録された者。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - ② 令第167条の4に規定する者
 - ③ 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなさ

れた者。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑥ 石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様書等に対する質問の受付	(期間) 平成29年5月22日(月)から 平成29年6月9日(金)まで	別紙質疑応答書により質問を受け付ける。(ファクシミリ又は電子メールによる。)
質問への回答	(期日) 平成29年6月13日(火)	石巻地区広域行政事務組合 ホームページに掲載 http://www.ikouiki.or.jp/info/
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出(持参による)	(期限) 平成29年6月16日(金)	石巻地区広域行政事務組合 総務企画課 財務係 石巻市重吉町8番地20 (石巻広域クリーンセンター1階)
審査結果の通知	(期日) 平成29年6月19日(月)	ファクシミリ又は電子メールにより通知
入札日(開札日)	(期日) 平成29年6月22日(木) 午後1時30分	石巻地区広域行政事務組合 4階小会議室

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻地区広域行政事務組合の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日は、入札参加申請書類提出を行うことができない。

2 入札参加申請書類の提出を行うことができる時間は、午前8時30分から午後4時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。

4 入札参加資格申請書類の提出

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、次に掲げる入札前資格審査用一般競争入札参加申請書を1部提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別紙様式1）

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7 入札の回数

- (1) 入札の回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせて3回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に、必要な資格がない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

- (2) 入札書を投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることができない。

9 落札者の決定

- (1) 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、再度の入札を行うことがあるので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとする。

- (2) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 郵送及び電報による入札は認めない。
- (4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に非課税分を除いた金額の消費

税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者は、落札決定後、契約金額の内訳書を提出すること。

10 契約保証金に関する事項

石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市契約規則第25条及び第26条の規定による。

11 その他

- (1) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が石巻地区広域行政事務組合の運営に関する条例に基づく石巻市契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (2) 上記(1)の規定による損害賠償金は、本組合に生じた実際の損害額が上記(1)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(1)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(1)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (3) 詳細又は不明な点については、総務企画課財務係に照会のこと。

電話：0225-96-3101 FAX：0225-96-3578

Eメールアドレス：zaimu@ikouiki.or.jp